

インフルエンザ罹患者の取り扱いについて（確認）

① 出席停止（学校保健安全法第19条）

「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又かかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは学校保健安全法で定めるところにより、出席停止させることができる」

② インフルエンザの出席停止期間（学校感染症第2種）

「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例4、例5参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に確認するよう指導下さい。受診していない場合や「罹患証明書」提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

③ 本校におけるインフルエンザの出席停止期間の取り扱い方（教育計画より）

ア. 学校感染症の疑いがあり早退した場合・・・その日を出席停止とする

イ. 感染症の疑いがあり、早退させたが、感染症でないと診断され翌日登校した場合でも早退した日は、出席停止にする

那覇市及び沖縄県全域にインフルエンザ注意報又は警報が出た場合

保護者がインフルエンザを疑い、登校させず病院受診をしたが、インフルエンザと診断されず翌日登校した場合は、病院受診の証明（検査結果）をもってその日を出席停止とする